

## ② 外出を支援するサービス【問い合わせ先】健康長寿課高齢者担当

### ○ 高齢者等外出支援事業

歩行が不自由な状態でバス・電車の利用ができない高齢者がタクシーを利用して外出する場合に、その料金の一部を助成します。

【対象者】心身の機能の低下により、バス・電車の利用ができない方で、  
下記のどちらかに当てはまる方

＊要介護認定又は要支援認定を受けている方

＊満65歳以上であって、基本チェックリストを実施し、事業  
対象者と認められた方

【支給内容】利用決定月分から翌年3月分まで、利用券を一月あたり6枚交付  
します。タクシー利用の際に利用券を乗務員へ渡して下さい。

【利用者の負担金】初乗り運賃を助成します。

※それ以上にかかった費用については、直接タクシー  
運転手にお支払いください。

※行先の限定はありません。



### ○ 高齢者運転免許証自主返納支援事業

運転免許を自主返納した方を対象に市内を循環しているタウンズニーカーの  
フリーパスを交付します。

【対象者】満70歳以上の富士吉田市民で、運転免許証を有効期間内に  
自主返納された方で、取り消し通知の交付を受けた方

【支給内容】1年間有効のフリーパスを交付

※交付は対象者1人につき1回限りとなります。

【申請期間】運転免許証を返納した日の月末から1年以内

【申請に必要な物】・印鑑

- ・本人確認のための書類  
(健康保険証・マイナンバーカード等)
- ・「運転免許の取消通知書」または写し

